

霊柩車仕様書

令和3年度

小値賀町

第1 総則

- 1 この仕様書は、小値賀町（以下「本町」という。）が購入する霊柩車（以下「本車両」という。）について、必要な事項を定める。
- 2 本車両は、この仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法及び道路運送車両保安基準、その他の関係ある法規通達等に適合し、車体は艤装を含めて、人員並びに柩を積載した車両重量の状態において十分な耐久性を有するとともに、安全かつ安静に搬送できるものであること。
- 3 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- 4 本仕様について疑義が生じた場合、または変更の必要を認めるときは、本町の指示を受け、誤りのないようにすること。不明な点は本町へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。また、契約後に生じた疑義は、すべて本町の解釈に従うものとする。

第2 提出書類

- 1 受注者は、製作にあたり事業担当者と十分打合せを行い、艤装設計の承認のため次に掲げる図書一式を作成し、本町へ各1部提出するものとする。
 - (1) 製作工程表
 - (2) 艤装承認図（艤装車両外観4面図を含む）
 - (3) その他本町が指示するもの
- 2 受注者は、完成車両納入時に次に掲げる関係図書一式を本町へ提出するものとする。
 - (1) 艤装外観4面完成図
 - (2) 外観4面の完成写真
 - (3) 改造自動車申請関係書類の写し
 - (4) 自動車損害賠償責任保険証明証の写し
 - (5) 各種取扱説明書
 - (6) その他本町が指示するもの

第3 検査

- 1 納入検査
本町検査員、事業担当者及び受注者が立会いのうえ、本町が指定する場所にて実施し、本町が合格と認めた場合に受領するものとする。
- 2 改修
検査における指示事項は、本町の指示する日までに修復または部品交換等を完了させなければならない。

第4 保証

- 1 本車両の保証期間は、納入後1年間とし、保証書を添付すること。ただし、各製造元が公表する保証期間がそれ以上の場合は、その期間までとする。
- 2 保証期間を問わず、設計、製作および材料不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受注者の責任において早急かつ無償にて修理、改善を行うものとする。

第5 納入

1 納期

新規登録完了後、次の期日までとする。

令和4年3月31日

2 納入場所

小値賀町役場（小値賀町笛吹郷2376番地1）

第6 登録手続

- 1 受注者は、陸運局による完成車の車体検査及び新規登録に関する手続きを代行し、検査等を伴うものにあつては、検査に合格すること。
- 2 本仕様書に定める車種、艤装、資機材等の設置、申請及び検査にかかる諸費用をはじめ、完成車両の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル費用等納入までに係るすべての費用は、受注者の負担とする。

第7 車両の仕様

1 車両の仕様に関する基本的事項

本車両に使用する車両は、艤装開始前3か月以内に製造されたものとし、この仕様書で指定した装備品以外のものについては、純正品として製造元が公認している物品が装備されているものであること。

2 車両の主要諸元

日産 NV350 キャラバン EX（平床・6人乗）をベースに、十分な容積の枢室を確保するものとする。

- (1) 全長 スーパーロング：5,080mm
- (2) 全幅 標準：1,695mm
- (3) 全高 ハイルーフ：2,285mm
- (4) 駆動方式 2WD
- (5) エンジン QR25DE
- (6) ミッション 7速 AT
- (7) ボディカラー ミッドナイトブラック（P）

3 柩室の主要諸元

- (1) 柩室天井クロス黒色張り替え
- (2) 柩収納装置取り付け
- (3) 柩室床面リソリウム仕上げ
- (4) 収納ボックス及び椅子
- (5) 出棺ホーン
- (6) 室内照明 LED 装飾カバー付

第8 補則

- 1 本車両の装備品は、上記に定めるほか、ベース車両製造元が公表する純正品を標準装備するものとするとともに、次に掲げるものを付属するものとする。
 - (1) フロアカーペット
 - (2) プラスチックバイザー
 - (3) サイドオートステップ
 - (4) 表示文字 車体後部に「小値賀交通株式会社」の表記。金色の塗料で丸ゴシック体とする。(文字の大きさ・位置は本町と協議)
- 2 本仕様書について、疑義又は変更せざるをえない事項が生じた場合は、本町に速やかに連絡するとともに、綿密に協議し、本町の指示をうけるものとする。
- 3 受注者は、本町と協議のうえ、完成車引渡後に車両及び資機材の取扱い説明を十分に実施すること。なお、派遣に対する一切の諸経費は受注者が負担するものとする。
- 4 本町と受注者とは、常に信義を重んじ、本仕様書に記した内容全般における疑義及び不備に関して良心をもって協議し、変更を加え、これを解決するものとする。

以 上